水道・下水道事業の広域化に係る計画の策定状況について

令和5年6月20日(火)

総務省自治財政局 公営企業経営室 準公営企業室

水道・下水道事業それぞれにおける広域化・共同化の推進について

<広域化・共同化の推進の背景>

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大、職員(特に技術職員)の減少等、上下水道事業を取り 巻く経営環境が厳しさを増す中で、上下水道事業の持続的な経営の確保が求められている。
- そのため、各都道府県に対し、水道・下水道それぞれの広域化に関する計画を策定することを要請し、策定期限の令和4年度中にほぼ全ての都道府県で策定済み(水道:46団体(沖縄県以外)、下水道:47団体)。



<地方財政措置>

- ○水道(H27~、R1拡充、R5拡充)
 - ・ 広域化に伴い必要となる<mark>施設整備やシステム共同化等に要する経費</mark>について、1/2を一般会計出資債の対象とし、その元利償還金の 60%を普通交付税措置(令和元年度から単独事業を対象に追加するとともに、交付税措置率を50%→60%に拡充)
 - 都道府県が実施する広域化の推進のための調査検討に要する経費について、普通交付税措置(R5~R7。下水道も同様。)
- ○下水道(R元~、R4拡充、R5拡充)
 - ・ 複数市町村の事業に加え、市町村内で実施する<mark>複数事業の施設統合や、同一下水道事業内の処理区統合に必要となる管渠等の<u>広</u> 域化・共同化に要する施設整備費について、処理区域内人口密度等に応じ、繰出基準を1割引上げ、元利償還金の28~56%を普通 交付税措置(通常は16~44%(事業費補正分))</mark>
 - 流域下水道への統合のための接続管渠等の整備について、更に繰出基準を1割引上げ、元利償還金の35~63%を普通交付税措置
 - ・ **複数の地方公共団体で事務を共同で処理する際に必要なシステム整備費を下水道事業債(広域化・共同化分)**の対象に追加 (R5~)

1. 水道事業

広域連携の推進

小規模で経営基盤が脆弱な事業者が多いことから、施設や経営の効率化・基盤強化を図る広域連携の推進が重要である。料金収入の安定化やサービス水準等の格差是正、人材・資金・施設の経営資源の効率的な活用、災害・事故等の緊急時対応力強化等の大きな効果が期待される。

広域連携の形態		内容	事 例		
事業統合		• <u>経営主体も事業も一つに統合された形態</u> (水道法の事業認可、組織、料金体系、管理が一体化されている)	香川県広域水道企業団 (香川県及び県下8市8町の水道事業 を統合: H30.4~)		
経営の一体化		• <u>経営主体は同一だが、水道法の認可上、事業は別形態</u> (組織、管理が一体化されている。事業認可及び料金体系は異なる)	大阪広域水道企業団 (大阪広域水道企業団が9市町村の水 道事業を経営:H29.4~順次拡大)		
業務の	管理の 一体化	維持管理の共同実施・共同委託(水質検査や施設管理等)総務系事務の共同実施、共同委託	神奈川県内5水道事業者 (神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀 市、神奈川県内広域水道企業団の水源 水質検査業務を一元化: H27.4~)		
共同化	施設の 共同化	水道施設の共同設置・共用 (取水場、浄水場、水質試験センターなど)緊急時連絡管の接続	熊本県荒尾市と福岡県大牟田市 (共同で浄水場を建設: H24.4~)		
その他		・災害時の相互応援体制の整備、資材の共同整備等	多数		

「水道広域化推進プラン」の全体像(イメージ)

水道広域化推進プラン策定マニュアル (平成31年3月策定)

1 現状と将来見通し

- ア 自然・社会的条件に関すること 水道事業者に係る基礎的事項、給水人口、産業 の動向といった自然・社会的条件に関すること
- イ 水道事業のサービスの質に関すること 水安全計画の策定状況、災害時の対応計画と いった水道事業のサービスの質に関すること
- ウ 経営体制に関すること 職員の状況、業務委託の状況、広域化の状況 といった経営体制に関すること
- エ 施設等の状況に関すること 水源の状況、給水能力、浄水場や管路等の耐震化 経年化の状況といった施設等の状況に関すること
- オ 経営指標に関すること 更新経費、収益的支出、水道料金、収益性・安 全性等の経営指標に関すること

(1) 現状

- 左記のア ~才の事 項について、 図表等を用 いながら分 かりやすく 現状を分析
- 都道府県 水道ビジョ ンや各事業 者の経営 戦略等も活

(2)将来見通し

- •中長期の課題を把 握分析するため、40 ~50年程度の期間 を設定
- •客観的な人口推計、 施設・設備の老朽化 の状況等を各項目 に反映
- •アセットマネジメント、 官民連携、ダウンサ イジング等の経営方 策を各項目に反映

2 広域化のシミュレーションと効果

効果の算出

・設定した複

しについて、

数の将来見通

自然体での将

来見通しと比

較し、定量的・

定性的に総合

的な効果を分

析

(2)広域化のシミュレーション

- ・(1)で設定した広域化パ ターンごとにシミュレーション を実施し、効果を算出
- •(1)で設定した広域化パ ターンを組み合わせ、左記 のア~オの事項に基づき、 広域化した場合の複数の将 来見通しを策定
- ・実際には、各都道府県に おける広域化の検討状況等 を踏まえ、先行してシミュ レーション等を実施している 団体の事例等も参考に実施

(3)経営上の課題

現状と将来見通しを踏まえて明らかとなった課題を列挙 (例)

- 水需給の不均衡 ・災害への対応 - 職員数の減少
- 有収水量の減少に伴う、施設利用率の低下
- 老朽化、耐震化対策の必要性
- ・料金収入の減少・更新需要の増大・経営状況の悪化

(1)広域化パターンの設定

- ・経営統合や施設の共同設置・共同利用、事務の広域 的処理など、広域化の多様な類型の中から、圏域や当 該地域における実現可能性等も踏まえ、検討を行う広 域化パターンを設定
- ・既存の圏域を基本としたシミュレーション等を行うこと も考えられるが、広域化の類型によっては圏域を超え た広域化パターンの検討も重要

3 今後の広域化に係る推進方針等

(1)広域化の推進方針

広域化のシミュレーションと効果 の算出を踏まえて、今後の広域化 の推進方針を記述

(2) 当面の具体的取組内容及びスケジュール

- ・当面実施する具体的取組やスケジュールについて、必要な施設の整備内容や検討のための協議会 の開催など、水道広域化推進プラン策定時において決まっていることを記載
- 算などを記載し、策定時において決まっている他の広域化に係る事業(国庫補助事業等)との関係性 も含め、広域化推進方針に照らした事業の整合性を明らかにすることが重要

県全域での経営統合(広島県)

● 取組の概要

県全域を範囲とし、経営組織を一元化する「統合による連携」を目指す。

◆具体的な取組(経営統合)

- ①市町と県で構成する企業団のもとで、水道事業と水道用水供給事業を一体的に運営し、全体最適による事業の効率化を図る。
- ②<u>統合以外の連携を選択する市町</u>は、企業団や関係市町間で、<u>事務の広域的処理</u>などに取り組み、業務の効率化を図る。

◆シミュレーションの結果

- ○県全域で統合した場合の効果額は、約1,708億円/40年と見込まれる(建設改良費及び維持管理費の減、国交付金収入による負担減)。
- ○単独経営でも広域連携でも料金上昇は避けられない見込みだが、 単独経営と比べ料金の上昇幅を<u>26%抑制</u>することが可能。

(1 ㎡あたり)	H29年度		R43年度	上昇幅	
単独経営	176円	\rightarrow	271円	+95円	A 26%
広域連携	176円	\rightarrow	246円	+70円	2070

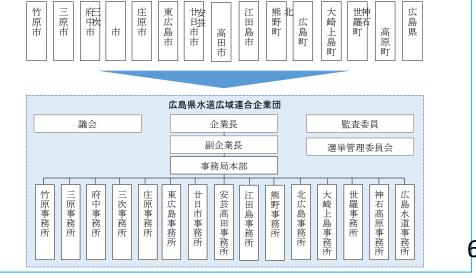
● プラン策定後の取組

- 令和2年度水道広域連携推進方針(広域化プラン)策定
- 令和 4 年度 水道企業団設立(<u>14市町・県</u>)
- 令和5年度 事業開始



統合に参画していない7市町に対し、統合効果 を示すことにより、全体最適を目指す





圏域単位の経営基盤強化(山形県)

● 取組の概要

施設の最適化と経営の効率化及びソフト連携を進めながら、庄内圏域全体の経営基盤の強化を目指す。

◆具体的な取組(経営統合)

- ①鶴岡市・酒田市・庄内町の2市1町において、企業団を設立のうえ水平統合を実現。
- ②県企業局の広域水道用水供給事業を含めた更なる事業統合について検討を行い、<u>最終的には</u>市町で設立した 企業団を経営主体とした<u>垂直統合を目指す</u>。

◆シミュレーションの結果

- 水平統合の削減効果は、約254億円/31年と見込まれる。
- 用水供給事業も含めた水平・垂直統合の削減効果は<u>約273億円/31年</u>と見込まれる。 (施設の<mark>統廃合</mark>による更新費の減、<mark>集中監視</mark>等による委託費の減、国の交付金収入による負担減など)

● 今後の取組

- 令和5年度 協議会設置
- 令和7年度 企業団設立(2市1町)※
- 令和8年度 事業開始(水平統合)※



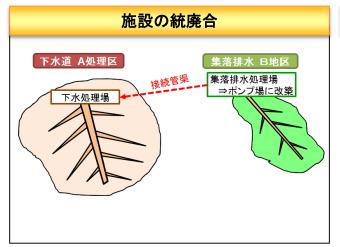
最終的には、垂直統合により庄内圏域全体の経 営基盤の強化を目指す



2. 下水道事業

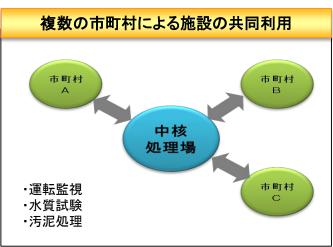
広域化・共同化の手法

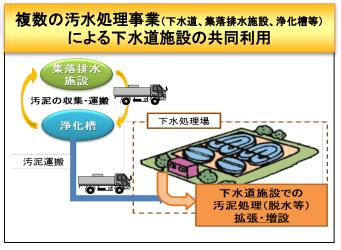
地形的条件や隣接した施設・地区の特性、地方公共団体が抱える課題等を踏まえ、適切な手法を選択。

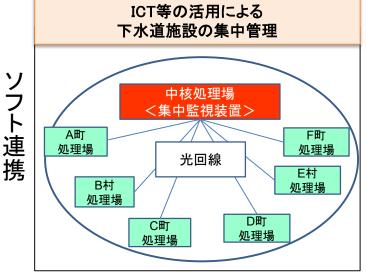


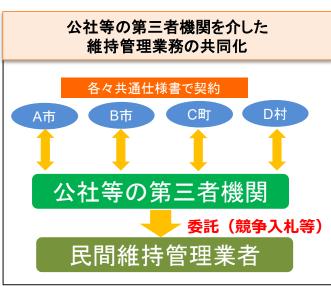
-ド連携

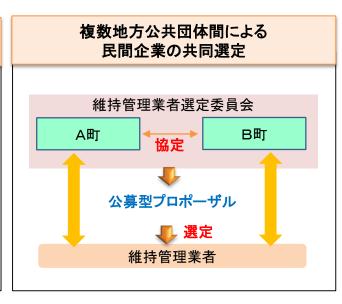
ソ











広島県下水道事業広域化・共同化計画【概要】

I 目的

- 県内下水道事業は、人口減少等に伴う使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う 更新費用の増加など、経営環境が厳しさを増す中、事業運営の一層の効率化が求 められている。
- 一方,水道が概ね普及(約95%)しているのに対し,下水道の普及率^{※1}は約88%に留まっており,現在,広島県汚水適正処理構想に基づき,各市町において早期普及を図るため、施設の概成に向けた整備が進められている。
- 施設の概成を進める一方で、事業運営の効率化を図り、持続可能な事業運営を確保するため、全体最適の観点から、市町の枠を超えた施設の広域化や維持管理の共同化などに取り組むことは、大変有効である。
- こうしたことから、平成31年4月に県内の全市町と県で設置した検討会において、現状と課題を踏まえた広域化・共同化の具体的な取組の検討を行い、「下水道事業広域化・共同化計画」として策定するもの。

〈広島県汚水適正処理構想 (R2.3 策定) >

基本理念:将来にわたって、県内のどこでも汚水処理施設を利用できるようにします。 目標年度:令和8年度 汚水処理施設の概成(汚水処理人口普及率93%)

Ⅱ 県内下水道事業の概況

【県内の下水道事業】

- 県は,太田川,芦田川,沼田川の3流域で流域下水道事業を実施 5市4町の公共下水道と接続しており,施設は一定の広域化
- 市町は、公共下水道、集落排水、浄化槽事業(市町設置型)を実施 このほか、個人が浄化槽を設置し管理
- 処理場や管渠等の施設は、浄化槽とのすみ分けにより、各市町の人口密集地域を主な単位として整備されており、水道施設と比べ、施設は点在

【汚水処理の規模】

- 県内の汚水処理人口は249.4万人,普及率は87.9%
- 市町は、令和8年度の施設の概成に向けて現在も整備中
- 流域下水道が県人口の約1/4,公共下水道が約1/2の汚水を処理

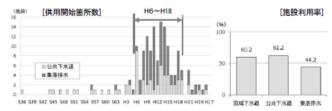
<下水道事業の実施状況 (H29) >

区分	事業体	主な施設		汚水処理	汚水処理
Σπ	争未许	処理場	下水管	人口	人口普及率
流域下水道	県	3力所	111 km	68.6万人	24.2%
公共下水道	22 市町	62 力所	7,863 km	143.4万人	50.5%
集落排水	17 市町	94 力所	1,370 km	5.8 万人	2.1%
小 計	_	159 力所	9,344 km	217.8万人	76.8%
浄化槽	7市町	7,279基		1.4万人	0.5%
(合併)	個人 (23 市町)	87,769基		30.2万人	10.6%
合計	_	-	_	249.4万人	87.9%

Ⅲ 下水道事業の現状と課題

施設面

- 汚水処理施設の多くは、平成6~18年に供用開始されており、昭和40~50年代に整備された水道施設と異なり、比較的新しく、本格的な更新は今後、40年後以降となる見込み。ただし、約7割の施設で機械・電気設備(耐用年数15年)の更新期は、既に到来
- 施設利用率は、流域下水道や公共下水道で6割程度、特に集落排水では4割程度と低調な状況であり、今後、人口減少などにより、更に低下することが懸念
- 汚水処理場で発生する汚泥は、コンポスト化(堆肥化)や燃料化による再生利用が求められるが、再生利用率は6割に留まっている状況



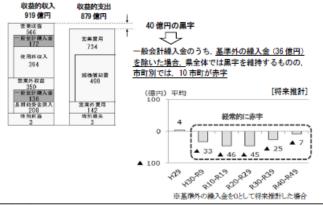
2 管理・運営面

- 県の流域下水道は,維持管理業務を(公財)広島県下水道公社に委託
- 市町の公共下水道などにおいても、運転管理などの業務の多くを民間委託 ただし、市町の半数以上は、合特法(下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の 合理化に関する特別措置法)の趣旨を踏まえ、委託業務の範囲や委託業者を限定
- 下水道職員は、上水道との組織統合や維持管理業務の民間委託の進展などにより、10年前と比べ、2割程度減少。高年齢化も進んでおり、今後の施設更新や危機管理を含む業務運営の円滑な実施に必要な人材の確保が課題

3 経営面

- 県全体の損益収支は黒字となっているが、一般会計繰入金のうち、基準外の繰入金を除くと、10 市町が赤字となる状況
- 汚水処理に係る経費回収率は、19 市町で 100%を下回っている状況
- 現行の下水道料金を維持した場合,今後,県全体で損益収支は赤字となる見込み

[損益収支(H29)]



Ⅳ これまでの広域化・共同化の取組

<施設面>

○ 県流域下水道への施設の統合,汚泥処理施設の共同設置など (主なもの)

区分	関係市町等	内 容	実施年度
統合	広島市 ⇒県	大州水資源再生センター (広島市) を廃止し, 太田川流域下水道に統合	H24
統合	福山市 ⇒県	新浜処理場(福山市)を廃止し, 芦田川流域 下水道に統合	H26
統合	東広島市 ⇒県	中核工業団地の処理施設 (東広島市) を廃止 し, 沼田川流域下水道に統合	H28
共同設置	尾道市 福山市 県	芦田川流域下水道芦田川浄化センターにおい て,尾道市・福山市・広島県の3つの事業体 で汚泥燃料化施設を共同設置	H28

<管理・運営面>

他市町への事務の一部委託,広域的な事務の共同運営など (主なちの)

区	分	関係市町等	内 容	実施年度
事務	经託	坂町, 府中町 ⇒広島市	坂町, 府中町の下水道使用料の徴収事務を広島 市に委託	Н3
事務	務委託	坂町 ⇒呉市	小屋浦地区(坂町)の下水の終末処理を呉市に 委託	H10
共同			広島広域都市圏の23市町(広島県17市町,山 口県6市町)間で、下水道指定工事店の指定制 度の広域的連用による登録書査事務の簡略化	H30

▼ 広域化・共同化の取組方針

今後の経営環境の悪化を見据え、市町と県で広域的な観点から、更なる施設の広域化や維持管理の共同化などに取り組むことにより、経営基盤を強化し、持続可能な事業運営を確保する。

1 施設面

水需要の減少や老朽化施設の増加などを踏まえ、浸水などの被災リスクに配慮しつつ、更なる施設の広域化に取り組み、更新費用の抑制や施設利用率の向上を図る。

2 管理・運営面

- 現行の業務委託の実態を踏まえた維持管理の共同化に取り組むとともに、AI などのデジタル技術の活用など、DXの推進により、更なる業務の効率化や維持 管理費の抑制を図る。
- 維持管理の共同化にあわせ,危機管理体制の強化や必要な人員の確保・育成を図る。

3 経営

○ 施設や管理・運営面での取組に加え、アセットマネジメントの実施などにより、 経営の安定化や資産管理の適正化を図る。

Ⅵ 広域化・共同化の具体的取組

以下は、検討会の議論を基に、実現可能性のある取組をまとめたものであり、 引き続き詳細な検討を行い、市町の実情を踏まえ取組を進める。

1 施設の広域化

(1) 施設の統合

早期に更新期を迎える処理場や比較的新しい施設であっても、利用率の低 下が見込まれる処理場について,経済性や地域の実情を踏まえた統合を実施

【取組内容】

<市町の枠を超えた統合>

4.4	Challette Experience							
	7	是入検討施設	廃止検討施設					
	市町等名	施設名	市町等名	施設名				
1	県	芦田川浄化センター	福山市	松永浄化センター				
				和木浄化センター				
2	県	沼田川浄化センター	三原市	下德良地区農業集落排水処理施設				
				萩原地区農業集落排水処理施設				
3	県	沼田川浄化センター	東広島市	大内原地区農業集落排水処理施設				
4	県	東部浄化センター	安芸地区衛生 施設管理組合	安芸衛生センター				
5	県	東部浄化センター	広島市	農業集落排水処理施設				
6	県	芦田川浄化センター	府中市	府中市環境センター [※]				

※ し尿処理場としての位置付けは廃止せず、他の施設と連携し処理することで、施設の効率化を図るもの

ノま町中で宮はするは合く

	<市町内で元和する机百>								
		市町名	内 容						
	1	呉市	し尿処理施設を統合し,下水処理場と連携して処理						
ĺ	2	福山市	し尿処理施設を統合し,下水処理場と連携して処理						
ĺ	3	三次市	農業集落排水処理施設等を公共下水道施設に統合						
	4	大竹市	大竹市ごみ処理場(し尿処理施設)を下水処理場に統合						
j	5	東広島市	農業集落排水処理施設等を公共下水道施設に統合						
	6	北広島町	農業集落排水処理施設を公共下水道施設に統合						
	7	大崎上島町	農業集落排水処理施設(大串地区)を公共下水道施設(大崎処理区)に統合						

(2) 汚泥燃料化施設の共同設置

汚水処理により発生する汚泥の再生利用の促進や安定的な処分先を確保 するため, 共同設置の意向があった市町及び県により整備

【取組内容】

<施設概要等>

処理方式, 処理能力	汚泥燃料化(乾燥方式又は炭化方式) 約80 t /日
設置場所	沼田川浄化センター
概算建設費	約24億円
事業方式	PPP/PFI (DBO方式等)を優先検討
参画市町等	10市町及び県

<取組による効果>

概算効果額:81百万円/年 現行の処分費と共同処理による処分費との差 再生利用率の向上: 64% (H27値) ⇒71% (取組後) [全国平均 34%]

2 維持管理の共同化

(1)業務の共同発注等

現行の業務委託の実態を考慮し,市町事業のうち,合特法の趣旨を踏まえ, 委託先を限定している業務などを除き、可能な限り業務の共同発注を実施 また, 更なる適切かつ円滑な業務執行を図るため, 業務基準を統一

【取組内容】

- 水質検査業務の共同発注(参画市町等:18市町及び県)
- 集落排水事業の維持管理業務に係る積算及び施設管理基準の統一 (参画市町等:集落排水事業を実施する17市町)

(2) 更なる公民連携の推進

維持管理にあたっては,現行の維持管理水準の確保に留意しつつ,民間活 用を検討した上で,最も効率的な手法を選定

【取組内容】

- 施設の広域化の取組についてPPP/PFIの導入可能性を検討
 - 統合する処理場の運転管理等
 - ・汚泥燃料化施設の共同設置・運営(DBO方式等)[再掲]
- 流域下水道事業の管理について、県及び(公財)広島県下水道公社 の役割分担や業務実態などを踏まえ,指定管理者制度など,新たな 管理運営手法の導入を検討

(3) DXの推進

国の下水道事業に関するデータ連携システムの実用化に向けた取組や県 の上下水道 D X 推進の取組を踏まえ、広域運転監視システムや施設台帳シス テムなどを共同整備

3 危機管理の共同化

(1) 災害時支援協定・災害合同訓練

災害時において,迅速な応急活動や復旧を行う体制を構築するため,市町, 県及び関係団体で災害時支援協定の締結や災害合同訓練を実施

【取組内容】

- 下水道事業のすべての施設をカバーでき、実績がある4団体と協定 を締結(参画市町等:22市町)
 - 地方共同法人 日本下水道事業団
 - (公社)日本下水道管路管理業協会
 - (公社)全国上下水道コンサルタント協会
 - (一社)地域環境資源センター
- 災害時支援協定に基づき市町,県及び関係団体による災害合同訓練 を実施(参画市町等:全市町及び県)

(2) 保有する資機材の相互融通

災害時に早急に応急復旧対応ができるよう, 応急復旧資機材の保有状況等 を市町, 県で情報共有するとともに, 相互融通できる仕組みを整備

【取組内容】

○ 保有する資機材の情報共有及び相互融通についてのルールを策定し 運用(参画市町等:全市町及び県)

4 執行体制の共同化

汚水適正処理構想に基づき,各市町において,概成に向けた施設整備が進め られていることを踏まえ, 市町単位での執行を基本とするが, 市町の意向に応 じ,市町間や県内水道事業の統合の受け皿として新たに設置予定の水道企業団 への事務委託などを実施

また, 下水道技術を定着・継承するため, 技術研修等を共同実施

【取組内容】

執行体制の共同化の取組事例を踏まえ、市町間や新たに設置予定の 水道企業団への事務委託などを実施 (想定する事務委託)

・工事の設計,監理

- 下水道使用料徵収業務
- 排水設備工事に係る事務
- 汚水処理場の運転管理 など
- 下水道技術の体系的修得が可能な広島市実施の技術研修に,全市町 が参画できる仕組みを構築

Ⅵ ロードマップ

	具体的取組	短期(~5年) R3~R7	中期(~10年) R8~R12	長期(~30年) R13~R32
1 施設	(1) 施設の統合	準備が整った取組から	英施	継続検討・実施
の広域化	(2) 汚泥燃料化 施設の共同設置	·導入可能性調査 ·入札, 設計, 建設等	供用開始	
2	(1) 業務の 共同発注等	協議・ 調整 ・業務の共同発注 ・基準の統一		
維持管理の	(2) 更なる公民連携	統合する処理場へのPF 導入検討・実施	PP/PFIØ	維続検討·実施
埋の共同化	の推進	流域下水道事業への 新たな維持管理手法 の導入検討	開始	
16	(3) D X の推進	広域運転監視シス テム等の導入検討	共同整備	
3危機管理の共同化	(1) 災害時支援協定・ 災害合同訓練	準備 ●		>
の共同化	(2) 保有する資機材 の相互融通	準備 — — 運用開始		
4執行体	執行体制の共同化	市町の意向に応じ、市町 の事務委託等を実施 ※下水道事業は水道企業団	可聞や水道企業団へ	維統検討·実施
制の共同化	技術研修等の 共同実施	本備 ● 共同実施		

Ⅷ 進行管理

- 持続可能な事業運営を確保するため,毎年度,各取組の進捗状況を確認し,
- PDCAサイクルによるマネジメントを実施
- 実施に当たっては、県(企業局)において体制を構築し、市町と協議・調 整を行いながら, 具体的取組を推進

● 取組の概要

県・市町村・民間企業が出資する地域密着型の「広域補完組織」(株式 会社)を設立し、自治体の実情に合わせて幅広い業務を支援することにより、持続可能な下水道事業の運営を目指す。

◆課題

- 生活排水処理事業の運営に関して、<u>行財政改革等による職員総数の減少</u>のほか、<u>経験が豊富な技術職員の退職</u>も進行しており、円滑な業務執行と持続的な事業運営に課題
- ストックマネジメント計画の策定等の専門知識が必要な業務や、工事 監督補助等の人手が必要な業務など、<u>自治体の多種多様なニーズに対</u> <u>応した個別最適な補完が必要</u>

◆具体的内容

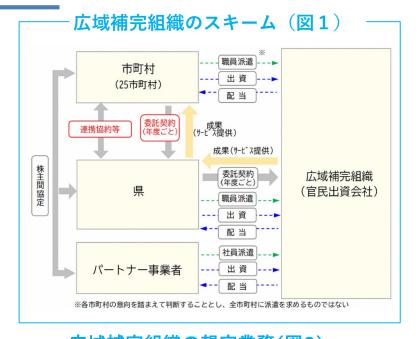
官と民の人材・ノウハウを結集し、持続可能な下水道事業の運営を実現するため、官民が出資する地域密着型の補完組織を構築(図1)

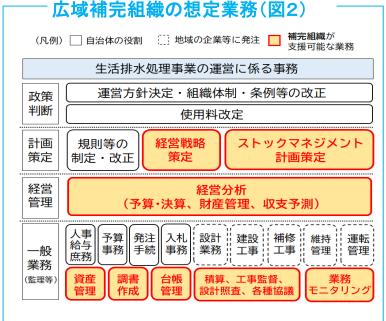
(令和5年11月設立、令和6年4月本格運用開始予定)

- 公権力の行使に関わる業務(使用料改定、条例制定等)や地域企業を中心に広く民間委託が行われている業務(設計、維持管理等)を除いた業務を中心に、広域補完組織に委託(図2)。事業管理者(県、市町村)の権限はそのままに県内自治体の事業運営の弱点を補完
- 事業運営コストの抑制に向けて、<u>計画方針などの統一化及び管理情報</u> <u>の一元化も目指す</u>

◆効果

- 同種業務の包括的な実施によるコストの縮減と質の向上
- 専門人材不足の解消と自治体職員の負担軽減(注力すべき業務に専念)
- 経営面、技術面でのきめ細やかな相談対応による事業運営の最適化
- 広域補完組織への人材派遣を通じた自治体職員の技術力の向上





● 取組の概要

各県にある下水道公社は、県の処理施設に係る業務の受託を主な目的とするものが大半だが、長野県では、 市町村が実施する維持管理業務を下水道公社が受託し一括管理。

◆課題

下水道事業に携わる中小市町村の<u>専門技術者の不足</u>、施設の 維持管理経費の増大など

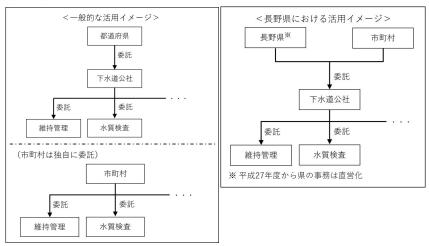
◆取組内容

- 県のみならず市町村等への技術支援及び広域的な維持管理の実施を目的として、平成3年2月に<u>下水道公社を設立</u>(図1参照)
- ・ 公社において、県内市町村等の下水道終末処理場(55市町村・ 組合の102場)のうち、31市町村・組合の43場(他に農集排16 場)の維持管理業務(処理施設の運転管理や修繕、薬品の購入 等)などを受託
- ・ その中でも、<u>異なる事業(公共下水道と農集排)の一元管理</u>や 複数市町村の処理場を広域管理する事例もあり(図2参照)

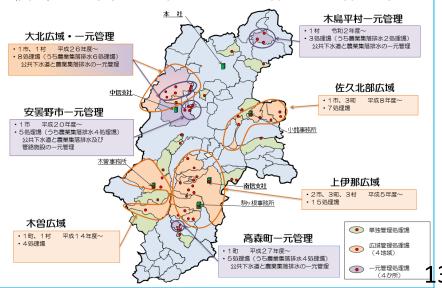
◆効果

- 市町村の事務負担軽減
- 職員数の削減やスケールメリット等による<u>コスト削減</u> (維持管理経費は、公社委託した方が委託しない場合に比べ <u>11%削減</u>(出典:日本下水道協会発行「H22下水道統計」))
- <u>管理の質が向上</u>(公社のノウハウを活かした効率的・効果的な 維持管理、複数年契約による計画的な業務実施など)。

(図1) 下水道公社の活用イメージ図



(図2) 長野県下水道公社における一元管理・広域管理の状況



◆ 長崎県汚水処理広域化・共同化計画(抜粋)

					1	取 組 時 期		
取組内容		市町等(連携に関わる施設名等)	2021	2022	短期(~5年間)	中期(~概ね10年間) 2028 2035	長期的な方針 (~概ね20年間) 2036 2045	
	大村市 → 長崎県	【①を廃止し、②に接続】 (農集) 大村市:①クリーンセンター三浦 (下水) 長崎県:②大村湾南部浄化センター	検		詳細比較検討(下水道事業計画レベルの施設検討)各種調整、法手続き詳細設計	・工事 ・供用開始	_	
自治体間	諫早市 → 長崎市	【①、②、③、④を廃止し、⑤に接続】 (下水) 練早市:①田結浄化センター 練早市:②飯盛浄化センター (農集) 練早市:③古場地区浄化センター 練早市:④山口地区浄化センター (下水) 長崎市:⑤東部下水処理場	計体制(な	**	-	-	 詳細比較検討(下水道事業計画レベルの施設検討) 各種調整、法手続き 詳細設計 ①、②、③、④ ・工事 供用開始 	流域下水道への統合
		【①を廃止し、②に接続】 (下水) ①中部下水処理場 (下水) ②西部下水処理場	がさき	画	·工事 ·供用開始(2023年度)	_	_	
		【①を廃止し、②に接続】 (農集) ①大江・形上地区クリーンセンター (下水) ②大平浄化センター	下水道	策	·工事 ·供用開始(2027年度)	_	_	
自治体内	長崎市	【①を廃止し、②に接続】 (農集) ①太田尾地区処理場 (下水) ②東部下水処理場	等連携	定	・詳細比較検討(下水道事業計画レベルの施設検討) ・各種調整、法手続き ・詳細設計	・工事 ・供用開始(2028年度)	_	市町村内での統合
		【①を廃止し、②に接続】 (漁集) ①南風泊終末処理場 (下水) ②高島浄化センター	協議会		・詳細比較検討(下水道事業計画レベルの施設検討)・各種調整、法手続き・詳細設計	·工事 ·供用開始(2028年度)	_	
		【①を廃止し、②で集約処理】 (し尿) ①琴海クリーンセンター (下水) ②西部下水処理場)		・詳細比較検討(下水道事業計画レベルの施設検討) ・各種調整、法手続き・詳細設計 ・工事	•供用開始(2028年度)	_	